

●香川県告示第168号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和47年10月30日指道第27号（昭和47年香川県告示第650号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

令和元年11月12日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 西 原 義 一

- 1 廃止年月日 令和元年10月31日
- 2 指定を廃止した道路の位置 丸亀市田村町字橋の坪1290番1の一部
- 3 指定を廃止した道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル
延長 57.40メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。